

平成24年3月6日

復興大臣

平野達男様

東日本大震災復興交付金に
関する緊急要望書

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県市長会長

仙台市長 奥山恵美子

宮城県町村会長

利府町長 鈴木勝雄

東日本大震災復興交付金 に関する緊急要望書

「復興交付金制度」は、国が昨年7月に決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「地方公共団体が自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金」として、40の基幹事業と、基幹事業費の35%を上限とする効果促進事業が創設されたところであり、約1兆8,500億円が予算措置されております。

また、本年1月6日に閣議決定された「復興特別区域基本方針」においても、「復興交付金制度」は、復興に必要なハード事業の幅広い一括化、用途の自由度の高い資金の確保によるハード・ソフト事業に係るニーズへの対応、執行の弾力化・手続の簡素化等により、特定地方公共団体が自らの復興プランの下に進める復興のための地域づくりを支援するものとされております。

東日本大震災により甚大な被害を受けた自治体においては、各自治体の復興計画を具現化するための立案を急ぎ、採択に向けて国との調整作業を進め、1月末に第一次の交付申請を行ったところですが、より使い勝手の良い交付金となるよう、制度運用の改善について、別添のとおり要望いたします。

1 交付金制度の創設目的に則した運用の徹底

復興交付金は、被災地方公共団体がその地域の特性に即して、自主的かつ主体的に実施する復興のための地域づくりに関する事業を推進することを目的として創設され、被災地方公共団体においては、使い勝手の良い一括交付金として期待しているところです。

しかしながら、交付金事業計画の第一次申請においては、被災地方公共団体が復興のために必要不可欠と考える事業について厳しい絞り込みが行われるなどの運用がなされております。

復興交付金の制度の趣旨は、被災地方公共団体自らの復興プランの下に進める地域づくりの支援にあり、その事業選択は一定基準のもと各被災地方公共団体の判断に委ねるよう求めます。

2 被災地方公共団体の立場に立った支援と事務量の軽減

復興特別区域基本方針では、「被災自治体の負担を軽減する観点から、国の窓口を復興庁に一本化するとともに、自治体の負担を軽減するため、書類作成等の事務をできる限り簡素化する」こととされております。

しかしながら、第一次申請においては、従来の国庫補助事業を上回るほどの資料提出を求められるケースがあったほか、復興庁と関係省庁との間で十分な調整が行われないうまま、各機関から被災地方公共団体に対して、それぞれ指導や照会が行われたため、過度な事務負担と混乱をきたしたところです。

また、事業の進捗度合いに応じて段階的に交付金を交付するという意向が示されたことから、申請手続が細分化され、事務量が增大しております。

被災地方公共団体が復旧・復興に係る膨大な事務量を抱え極めて繁忙な状況であることを考慮し、被災地方公共団体の立場に立った、指示系統を一本化した上での助言や支援が行われることを求めるとともに、事務手続の簡素化が図られ、被災地方公共団体の事務量が軽減されることを求めます。

3 計画対象区域の設定

復興交付金事業計画の対象地域は、「東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域」とされており、復興庁からは、限定的な区域設定を求められております。

しかしながら、実際の震災被害は広範にわたっており、区域が限定されることによって被災地方公共団体が交付金を活用することが困難な状況にもなっております。また、被害状況等の把握や被害額の算出等で相当の労力を要しているほか、区域が細分化されることにより、一定の面的な広がりの中で事業を有機的に連携させて復興を推進することが困難となる懸念もあります。

このことから、計画対象区域の設定については、今般の震災の被害が津波に限らず広範に広がっている実態を踏まえ、被災地方公共団体の全域を区域とすることも含め、実際の被災地域を広範に対象とすることを認めるよう求めます。

4 効果促進事業の有効活用に向けた運用の改善

被災地方公共団体ごとのニーズに対応するための自由度の高い資金として「効果促進事業」の枠が設けられていますが、国からは「基幹事業の補助対象外事業への適用は認めない」などの厳しい運用要件が提示されており、実際の活用が進まないことが懸念されます。

今回の災害は未曾有の大災害であり、各被災地方公共団体各々の状況に違いがあることから、現行制度の枠内で一律の対応を進めることは至難であるという現状認識を強く求めます。

以上の点から、効果促進事業を制度趣旨に則って被災地方公共団体が自主的・主体的に活用できるよう、原則として基幹事業の35%の範囲内であれば当該地方公共団体の判断により、地域の復興のために必要な事業に充当できることを求めます。

5 交付方法の見直し

市町村が事業の実施主体で、県が交付金の交付主体となる事業（いわゆる「間接補助事業」）については、市町村と県の事務負担を軽減し、速やかな事業実施を可能とするため、事業の実施主体である市町村に直接交付金を交付されるよう求めます。

あわせて、復興交付金の予算については、復興庁から各省庁への付け替えを廃止して、復興庁がワンストップで申請の受付から交付決定までを行うよう制度改善を求めます。